

改正

昭和61年12月20日規則第34号

昭和62年6月19日規則第18号

平成元年4月1日規則第24号

平成2年3月6日規則第4号

平成2年12月12日規則第26号

平成4年11月25日規則第42号

平成5年12月8日規則第37号

平成8年10月7日規則第32号

平成9年1月31日規則第12号

平成9年12月5日規則第68号

平成13年3月30日規則第20号

平成14年3月4日規則第3号

平成15年10月24日規則第57号

平成17年4月1日規則第23号

平成20年12月26日規則第42号

平成21年9月10日規則第32号

平成24年11月28日規則第61号

平成26年11月4日規則第44号

平成28年3月25日規則第17号

平成29年10月30日規則第39号

平成30年10月31日規則第39号

平成31年3月27日規則第11号

令和2年1月30日規則第3号

令和2年4月17日規則第37号

令和2年6月23日規則第45号

令和3年2月2日規則第4号

令和5年3月31日規則第41号

小金井市学童保育所条例施行規則

小金井市学童保育所条例施行規則（昭和47年規則第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、小金井市学童保育所条例（昭和47年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（入所基準）

第2条 条例第3条に規定する対象学童とは、市内に在住し、日常的に放課後の保育を受けることができない学童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） 保護者の就労等により、放課後の時間帯を家庭において単独で過ごすことが常態である者

（2） 保護者の状況が次の各号のいずれかに該当するため、適切な保育を受けることができず、その時間が月曜日から土曜日の正午から午後6時までの時間帯に4時間以上、かつ、1か月に16日以上の方

ア 就労

イ 保護者自身の疾病又は障害

ウ 看護又は介護

エ 就学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めのある学校又は公的な職業訓練校に就学）

オ 求職（求職活動のため外出を常態）

カ その他 市長が特に必要と認めたもの

（入所申請）

第3条 保護者が、条例第5条の規定により学童を学童保育所へ入所させようとするときは、勤務証明書、所得を証明する書類及び入所の可否を判定するために市が必要と認めた書類を添付した学童保育所入所申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、入所の期間は、1か月間を単位とし当該年度末を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、課税状況を市の公簿で確認できる場合は、所得を証明する書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、速やかに入所の可否及び入所を承認する期間並びに育成料の額を決定し、学童保育所入所（承認・変更）通知書兼育成料決定（変更）通知書（様式第2号）により、保護者に通知しなければならない。

4 前項に規定する入所を承認する期間は、保護者の状況に応じ、次に定めるところによる。

（1） 期間の定めのない雇用又は障害を理由とするもの 当該年度末を限度

(2) 期間の定めのある雇用、疾病、看護、介護又は就学を理由とするもの 理由が消滅する日の属する月の末日を限度

(3) 求職中を理由とするもの 当該年度内において、入所承認の日から起算して3か月を限度

(4) 世帯の状況が前3号の複数に該当するもの 最短となる入所承認期間を限度

(延長保育の申請)

第3条の2 入所の承認を受けた学童の保護者のうち、条例第8条第2項の規定による延長保育の利用を希望するものは、学童保育所延長保育利用申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、学童保育所延長保育利用(承認・不承認)通知書兼延長育成料決定通知書(様式第4号)により、保護者に通知しなければならない。

(休所及び退所)

第4条 保護者は、学童を休所又は退所させようとするときは、学童保育所(休所・退所)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(入所承認の取消し)

第5条 市長は、条例第6条に規定する入所承認の取消しをする場合は、学童保育所入所承認取消通知書(様式第6号)により、保護者に通知しなければならない。

(帳簿)

第6条 学童保育事業の運営に当たっては、次の帳簿を備え、整理しておかななければならない。

(1) 学童保育所児童台帳

(2) 業務日誌

(3) 申請者一覧

(4) 入所児童一覧

(育成料及び延長育成料の算定)

第7条 条例第9条の規定により徴収する育成料及び延長育成料(以下「育成料等」という。)は、次により算定するものとする。

(1) 育成料等の月額は、毎月初日在籍を基準として算定する。

(2) 月の初日に在籍し、月の途中で退所した場合の育成料等の額は、1か月として計算する。

(3) 月の途中で入所又は退所した場合の延長育成料の額は、1か月として計算する。

(4) 市町村民税(特別区民税を含む。)の課税標準額が未申告等により不明なものについては、

年間収入申告書等により算定する。

(育成料等の減額及び免除)

第8条 条例第10条の規定により、市長は、保護者が経済的理由により、育成料等の納入が困難であると認めるときは、小金井市市民税の減免判定基準（昭和57年9月1日制定）の例によつて減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により育成料等の減額又は免除を受けようとする者は、育成料及び延長育成料（減額・免除）申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があつたときは、速やかにその可否を決定し、育成料及び延長育成料（減額・免除）（決定・却下）通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

(育成料等の納入)

第9条 市長は、育成料等の額を決定したときは、学童保育所入所（承認・変更）通知書兼育成料決定（変更）通知書及び学童保育所延長保育利用（承認・不承認）通知書兼延長育成料決定通知書により保護者に通知するものとする。

2 保護者は、当該月分の育成料を育成料納入通知書により、当該月分の延長育成料を延長育成料納入通知書により、毎月末日までに市に納入しなければならない。ただし、末日が小金井市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）に定める市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもつてその納期限とする。

3 前項の場合において、市長が特別な事情があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

4 休所中の学童に係る育成料についても、第2項の規定を適用し、育成料を納入しなければならない。

(育成料等の納期前の納入)

第10条 保護者は、育成料納入通知書及び延長育成料納入通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の育成料等を納入しようとするときは、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の育成料等を併せて納入することができる。

(育成料等の不還付)

第11条 既に納入した育成料等は、還付しない。ただし、第8条の規定により育成料等の減額又は免除を受けたとき及び前条の規定により当該月分の後の月分の育成料等を納入し、かつ、当該月の後の月の初日に在籍しないときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

付 則（昭和61年12月20日規則第34号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年6月19日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市学童保育所条例施行規則の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則（平成元年4月1日規則第24号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成2年3月6日規則第4号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成2年12月12日規則第26号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

付 則（平成4年11月25日規則第42号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

付 則（平成5年12月8日規則第37号）

この規則は、平成5年12月15日から施行する。

付 則（平成8年10月7日規則第32号）

この規則は、平成8年10月8日から施行する。

付 則（平成9年1月31日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず残品の存する限り使用することができる。

付 則（平成9年12月5日規則第68号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

付 則（平成13年3月30日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則 (平成14年3月4日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の小金井市学童保育所条例施行規則の規定は、平成14年4月1日からの入所を希望する者の申込み分から適用する。

付 則 (平成15年10月24日規則第57号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の小金井市学童保育所条例施行規則の規定は、平成16年4月1日からの入所を希望する者の申込み分から適用する。

付 則 (平成17年4月1日規則第23号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年12月26日規則第42号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年9月10日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の小金井市学童保育所条例施行規則の規定は、平成21年12月1日以後に入所を希望する者の申込み分から適用する。

付 則 (平成24年11月28日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の小金井市学童保育所条例施行規則の規定は、平成24年12月1日以後に入所を希望する者の申込み分から適用する。

付 則（平成26年11月4日規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 延長保育の申請、延長育成料の算定その他延長保育の実施のため必要な準備行為は、改正後の小金井市学童保育所条例施行規則の施行前においても行うことができる。

付 則（平成28年3月25日規則第17号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年10月30日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年10月31日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年3月27日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年1月30日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年4月17日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年6月23日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の付則第2項から第6項までの規定は、令和2年3月1日から適用する。

付 則（令和3年2月2日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の付則第7項から第10項までの規定は、令和2年8月1日から適用する。

付 則（令和5年3月31日規則第41号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。